(5)　［略］

(6)　設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(11)及び(12)に掲げるものを除く。）

(7)～(10)　［略］

［十一　略］

十二　前条第二項第三号及び第三号の二に規定する陸上移動中継局

(1)　［略］

(2)　設備規則第四十九条の六の十に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

(3)　設備規則第四十九条の六の十二第一項及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

(4)　設備規則第四十九条の六の十二第二項及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

(5)　［略］

(6)　［略］

(7)　［略］

（備付けを要する業務書類等）

第三十八条　［略］

［2～7　略］

8　前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許記録（第十五条の二第二項第一号、第一号の二、第三号、第三号の二及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許記録及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第一項の表の注一の規定は、当該免許記録の備付けについて準用する。

［9～11　略］

（定期検査の実施時期）

第四十一条の三　無線局の免許（再免許を除く。）の日（包括免許に係る特定無線局（第十五条の二第二項第一号、第一号の二、第三号及び第三号の二に掲げるものに限る。）にあつては、当該特定無線局を開設した日）以後最初に行う定期検査の時期は、総務大臣又は総合通信局長が指定した時期とする。

別表第二号の二の二（第11条の２の３関係）

無線局の種別	情報提供項目
［1～9　略］	［略］
10　包括免許に係る特定無線局（第15条の２第２項第１号、第１号の２、第３号、第３号の２及び第４号に掲げる無線局に係るものに限る。）	［略］

(4)　［同上］

［新設］

(5)～(8)　［同上］

［十一　同上］

十二　前条第二項第三号に規定する陸上移動中継局

(1)　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

(2)　［同上］

(3)　［同上］

(4)　［同上］

（備付けを要する業務書類等）

第三十八条　［同上］

［2～7　同上］

8　前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許記録（第十五条の二第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許記録及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第一項の表の注一の規定は、当該免許記録の備付けについて準用する。

［9～11　同上］

（定期検査の実施時期）

第四十一条の三　無線局の免許（再免許を除く。）の日（包括免許に係る特定無線局（第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）にあつては、当該特定無線局を開設した日）以後最初に行う定期検査の時期は、総務大臣又は総合通信局長が指定した時期とする。

別表第二号の二の二（第11条の２の３関係）

無線局の種別	情報提供項目
［1～9　同左］	［同左］
10　包括免許に係る特定無線局（第15条の２第２項第１号、第３号及び第４号に掲げる無線局に係るものに限る。）	［同左］